

17 母子及び父子並びに寡婦の福祉

ひとり親家庭等の自立支援・相談、母子父子寡婦福祉資金の相談、児童扶養手当の支給などの支援をします。

① 母子・父子自立支援員

母子・父子・寡婦家庭のあらゆる相談に応じ自立を支援します。
(相談件数)

		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
		母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
生活一般	住宅	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	医療	12	0	0	0	6	0	10	0	1	0
	家庭紛争	2	0	1	0	2	0	2	0	3	0
	就職	7	0	2	0	4	0	3	1	3	0
	結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	養育費	0	0	1	3	2	0	3	0	0	0
	その他	10	0	3	0	4	0	0	0	0	0
	小計	33	0	7	3	18	0	19	1	7	0
児童	養育	9	0	2	1	4	0	7	0	0	0
	教育	1	0	1	0	0	0	4	1	3	0
	非行	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0
	小計	10	0	3	2	7	0	13	1	3	0
生活支援	母子福祉資金	255	-	216	-	186	-	142	-	117	-
	父子福祉資金	-	2	-	2	-	0	-	0	-	0
	寡婦福祉資金	0	0	0	-	0	-	0	-	2	-
	公的年金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当	42	0	28	0	55	0	34	0	49	3
	生活保護	4	0	1	0	1	0	1	0	0	0
	税金	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0
	その他	7	0	0	0	3	0	0	0	0	1
	小計	312	2	247	2	245	1	177	1	169	4
婦人相談	一般婦人相談	92	-	115	-	83	-	94	-	73	-
	DV 防止保護法による 一時保護	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	92	-	115	-	83	-	94	-	73	-
その他	売店	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	たばこ販売	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	母子世帯向公営住宅	2	-	1	-	0	-	0	-	0	-
	母子福祉施設の利用	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	母子寮	1	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	3	-	1	-	0	-	0	-	0	-
合計	450	2	373	7	353	1	303	3	252	4	

② 母子父子寡婦福祉資金貸付

県が実施する母子父子寡婦家庭の修学資金などの貸付事業について、申請・相談を受け付けています。

(貸付状況)

		修学		技能習得	修業	就職支度	就学支度	計	合計 (件)	貸付決定額 (円)
		大学等	高校							
30年度	母子	2	0	0	0	0	2	4	4	5,522,000
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
元年度	母子	1	1	0	2	0	1	5	5	2,470,100
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
2年度	母子	1	0	0	1	0	1	3	3	2,210,191
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
3年度	母子	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		
4年度	母子	2	0	0	0	0	0	0	2	4,608,000
	父子	0	0	0	0	0	0	0		
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0		

③ 児童扶養手当

(令和5年度予算額 382,401千円)

父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童(満18歳になった最初の3月まで)を養育している方に手当を支給し福祉の増進に努めます。

月額：44,140円～10,410円、児童2人目10,420円～5,210円加算、

児童3人目以降6,250円～3,130円加算(令和5年4月以降の支給月額)

支給月：5・7・9・11・1・3月

(認定者数) ※全部支給停止者含む。(単位：人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
新規認定	82	91	94	56	61
資格喪失	146	138	119	87	97
転入	8	9	4	5	1
転出	4	4	6	0	10
認定者	977	937	914	889	840
うち受給者	846	799	779	751	697
離婚等	740	697	680	649	601
父・母死亡	5	4	4	2	2
父・母障害	7	5	4	3	2

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	遺棄	0	0	0	0	0
	養育	3	3	4	3	2
	未婚の母	69	70	68	72	68
	その他	22	20	20	22	22

④ 自立支援教育訓練給付金

(令和5年度予算額 366千円)

児童扶養手当の受給者が就職やキャリアアップのために、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の60%（上限額20万円。一般教育訓練給付金を受給できる場合は、それを差し引いた額）を給付します。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	6	0	2	4	0
給付金額(円)	196,536	0	59,598	148,401	0

⑤ 高等職業訓練促進給付金

(令和5年度予算額 7,998千円)

児童扶養手当の受給者が看護師や准看護師などの資格取得のため、2年間以上養成機関で修業する場合に、修業期間中月額100,000円（市民税非課税世帯）又は70,500円（市民税課税世帯）を給付します。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	12	4	3	4	7
給付金額(円)	11,069,000	4,748,000	3,397,000	4,715,000	6,340,500

⑥ ひとり親生活応援・住まい応援給付金

(令和5年度予算額 4,500千円)

高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、月額50,000円（民間賃貸住宅に住民登録があり、他の公的制度による家賃補助等を受けない者は月額70,000円）を給付します。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	12	4	3	4	7
給付金額(円)	6,940,000	2,320,000	1,800,000	2,880,000	3,450,000

⑦ ひとり親家庭生活向上事業

(令和5年度予算額 447千円)

ひとり親家庭の生活向上や親子のふれあいのために、自然体験活動、講習会、健康教室などを年に2回開催しています。

【新型コロナの影響により、令和3年度は1回のみ開催】

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加人数(大人・子ども)(人)	45	42	22	8	28